新型コロナウイルス感染症

～ 感染拡大防止の取組について～

２月１０日に開催された政府新型コロナウイルス感染症対策本部において、基本的対処方針が改定され、東京都では、基本的対処方針ならびに業種別ガイドラインの見直しが示されたことを踏まえ、２月１４日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部において、引き続き今後の取り組みとして「感染拡大防止の取組」を東京都内の全区市町村に対し、要請することを決定しました。

また、各関係業界団体ではマスク着用の考え方の見直し等を踏まえた業種別ガイドラインの変更が行われました。

三宅村におきましても、３月１３日以降、村民の皆さまに以前より取り組みをお願いしているものも含め、次の点について、ご協力をお願いいたします。

一つ目は、「こまめな換気の実施」、二つ目は「３密の回避」、三つ目は「屋内・屋外を問わず、マスクを身に着けたり外したりする場合は個人の判断を尊重しますが、高齢者等重症化リスクの高い方などの感染を防ぐため、医療機関を受診する際や混雑した電車やバスに乗車する際等のマスクの着用」、四つ目は「こまめな手洗いと手指消毒の実施」です。

その他にも発熱等の症状が出た場合は、診療所へ事前に連絡のうえ、速やかに受診するようお願いします。また、体調に不安を感じたら、村で実施しているPCR検査無料化事業による検査キットで検査を受けましょう。

現在も、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありません。

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくため、引き続き、村民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

1　基本的な感染防止対策のお願い

【住民の皆さまへ】

「こまめな換気」や「３密の回避」、「屋内・屋外を問わず、マスクを身に着けたり外したりする場合は個人の判断を尊重しますが、高齢者等重症化リスクの高い方などの感染を防ぐため、医療機関を受診する際や混雑した電車やバスに乗車する際等のマスクの着用」、「こまめな手洗いと手指消毒の実施」にご協力ください。

その他にも発熱等の症状が出た場合は、診療所へ事前に連絡のうえ、速やかに受診するようお願いします。また、体調に不安を感じたら、村で実施しているPCR検査無料化事業による検査キットで検査を受けましょう。

【来島される皆さまへ】

来島される際は、必要に応じたマスクの着用、こまめな換気や手洗い、手指消毒などの基本的な感染予防策の取り組みに十分な留意を図られるようお願いいたします。

また、三宅島観光協会が作成いたしました「『マスク着用』の取扱い等の見直しについて」につきましても、ご協力くださいますよう重ねてお願いいたします。

2　公共施設の利用について

【注意事項】①以下の事項を実施するようご協力をお願いします。

■従業員に対する検査の勧奨
■入場をする者の整理等
■発熱等の症状のある者の入場の禁止
■手指の消毒設備の設置
■事業を行う場所の消毒
■必要に応じて入場をする者に対するマスク着用周知
■感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）
■施設の換気
■会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）

②感染防止のため、施設の利用規定及び各団体が定めた利用基準を遵守ください。

3　事業者等の皆さまへのお願い

【飲食店及び飲食に関連する施設】

■東京都「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、店頭への掲示店舗

◆認証基準を適切に遵守して営業するようお願いします。
◆飲食の場における安全安心確保のために「TOKYOワクション」の活用を。

■東京都「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受けていない、または掲示していない店舗

◆同一グループの同一テーブルへの案内を４人以内、滞在時間を２時間以内とするようお願いします。
◆酒類の提供・持込は、１１時から２１時までの間とするようお願いします。

※カラオケ設備を提供している店舗について
利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するようお願いします。

●注意事項●
事業者の皆さまには、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

4　そのほか

＊村内の小中学校及び高校、保育園は感染防止策を徹底したうえで、通常に継続します。
＊村内の介護保険事業所は、感染防止対策を徹底したうえで事業を継続します。

＊　島内での陽性患者発生状況等により、対策が変更となる場合もあります。その場合は、改めてお知らせいたします。

三宅村新型コロナウイルス感染症対策本部　TEL04994-5-0981

令和５年３月１０日現在